

第8節 官民連携事業の実績と概要

① 協力準備調査（PPPインフラ事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年

● 経緯・目的

官民が協働で開発途上国の開発課題に取り組む仕組みが提案され、国際的にもPPP（Public Private Partnership）等の手法を活用し、ODAと民間が有意義なパートナーシップを構築し、開発効果を増大させ、成長の加速化を実現させてきている。このような動きを背景に、JICAにおいて海外投融資、円借款等での支援を想定したPPPインフラ事業の協力準備調査が2010年に開始された。調査中および調査完了後に同調査結果を開発途上国政府に対して提案し、官民連携によるPPPインフラ事業の実現および海外投融資、円借款等の供与を目指す。

2. 事業の仕組み

● 概要

調査に必要な費用のうち1件あたり1億5,000万円を上限（国家政策上重要な大型インフラ事業や、より精度の高い設計や精緻な需要予測、法制度の変更を伴う事業等、広範かつ詳細な情報の確認が求められる事業に関しては、3億円を上限とすることが可能）として、民間法人からの提案に基づき、海外投融資、円借款等を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該事業の妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。対象事業は以下4点。

- ・途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する事業
- ・日本政府やJICAの方針（国別援助実施方針等）および先方政府の開発計画等に沿った事業
- ・海外投融資、円借款等を活用する見込みがある事業
- ・建設および運営を含むPPPインフラ事業であり、提案した当該企業が事業への投資の形で参画予定であること

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。調査の結果、事業性が認められるものに関しては、海外投融資、円借款等の活用に関して検討を行う。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択件数は3件（3か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(3)、南アジア(2)、中東・欧州(2)

2015年度：東南アジア(2)、大洋州(1)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(1)、運輸交通(4)、資源エネルギー(2)

2015年度：運輸交通(3)

● 主な事業 具体例の紹介

中小企業向けレンタル工場事業準備調査（PPPインフラ事業）

採択：2012年度

受託企業所在地：東京都

実施国：ベトナム

概要：ベトナムは「2020年までに近代的な工業国を目指した基盤を作る」ことを国家目標として掲げている一方で、裾野産業が十分発達していないことが従来から指摘されてきた。そのためベトナム政府は、技術力のある海外の中小企業の誘致等を通じ、これら海外企業とベトナム国内企業の取引を促進することで、国内裾野産業の育成を図ろうとしている。本事業は、ベトナム南部のドンナイ省（ホーチミン市中心部から南東約25km）に位置するニョンチャックIII工業団地内において、約18haを対象に日本企業向けのレンタル工業団地開発事業を行うものであり、協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じて、事業実施に関する妥当性・有効性などが確認された。その結果に基づき、JICAは事業に必要な資金の一部について、海外投融資（「ベトナム国中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」）を実施済。

② 協力準備調査(BOPビジネス)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年度

● 経緯・目的

年間3,000ドル未満で暮らす貧困層（BOP：Base of Pyramid）は、世界の人口の約7割を占めると言われる。貧困層が抱える様々な課題に改善をもたらさうるビジネスを「BOPビジネス」と捉え、近年、事業を展開する民間企業の動きが高まりつつある。JICAでも、BOPビジネスとの連携促進に向け、2009年度に調査研究を実施し、BOPビジネスへの参入障壁のひとつとして、ビジネス計画の策定に不可欠な事業対象地の経済、社会に関する情報が不足していることが明らかになった。かかる状況を踏まえ、JICAは2010年度より、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）制度を開始した。本事業では、BOP層が抱える課題の解決に寄与するBOPビジネスの実現に向けたビジネスモデルの開発や検証、事業計画の策定、ならびに、JICAが行う協力事業との連携可能性の検討を行うことを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

BOP層の持つ開発課題の改善に資することが期待されるビジネスを対象に、必要な費用のうち1件あたり5,000万円を上限として、最大3年間、民間事業提案者が、BOPビジネスの参入を検討するにあたっての準備調査を支援し、JICAが行う協力事業との連携可能性の検討を行う。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

留意点は以下3点。

- ・提案BOPビジネスのビジネス展開の可能性・持続性
- ・BOP層の抱える開発課題解決への貢献可能性

・本調査の実実施計画・実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択実績は8件（7か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(5)、南アジア(6)、アフリカ(4)、中東(1)

2015年度：東南アジア(3)、南アジア(1)、アフリカ(4)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(2)、教育(2)、農業・農村開発(11)、水産(1)

2015年度：保健医療(3)、教育(1)、農業・農村開発(1)、水産(2)、資源・エネルギー(1)

● 主な事業 具体例の紹介

教育サービス事業準備調査（BOPビジネス連携促進）

採択：2013年度

受託企業所在地：東京都

実施国：インド

概要：インドの教育現場、特に公立学校では、学校の建物・電気などのインフラの未整備、教科書などの教材の不足、教師不足、教師のモチベーションの低さなど様々な問題を抱えている。大手の画像機器メーカーが、高い専門性と現場でのネットワークを持つ国際NGOと連携し、ITリテラシーが低くても簡単に使うことができ、狭い教室で利用可能なプロジェクターとマルチメディアコンテンツ（映像+音声）を授業に活用し、双方向の授業を実現させる教育ソリューションビジネスの検証を実施した。

③ 民間技術普及促進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2013年度

● 経緯・目的

2013年に発表された「日本再興戦略」、「インフラシ

ステム輸出戦略」において、「企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進」が掲げられ、官民一体となり我が国企業の技術力や質の高いサービスへの理解を相手国政府関係者等に促していく中で、JICAでは様々な分野の民間企業、公益法人等との連携を通じ、我が国民

間企業等の優れた技術や事業経験等を途上国の開発課題解決に活用するために、本事業を2013年度より開始した。

2. 事業の仕組み

● 概要

本事業は、JICAが我が国民間企業等と連携し、開発途上国の政府関係者を主な対象に、日本での研修や現地でのセミナー、実証活動等を通じて、我が国民間企業の優れた技術への理解を促すために実施するもので、事業規模は1件あたり2,000万円（2014年度および2015年度補正予算に基づく健康・医療特別枠については5,000万円）を上限とし、協力期間は最大2年間となっている。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

留意点は以下3点。

- ・普及対象の技術を用いたビジネス展開の可能性
- ・開発課題解決への貢献可能性
- ・本事業の実施計画・実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、事業を開始する。JICA予算による機材調達がある場合は、契約前に相手国実施機関からの同意取得が必要となる。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択実績は28件（16か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(15)、大洋州(1)、東・中央アジ

ア(1)、南アジア(2)、中南米(2) アフリカ(1)、中東・欧州(2)

2015年度：東南アジア(18)、東・中央アジア(3)、南アジア(1)、中南米(2)、アフリカ(2)、中東・欧州(2)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(5)、運輸交通(2)、水資源防災(2)、農業・農村開発(4)、資源エネルギー(6)、民間セクター開発(2)、環境管理(2)、都市地域開発(1)

2015年度：保健医療(11)、運輸交通(3)、水資源防災(5)、農業・農村開発(5)、資源エネルギー(2)、環境管理(1)、都市地域開発(1)

● 主な事業 具体例の紹介

無停電工法を含めた安全且つ効率的配電工事の機械化普及促進事業

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：ベトナム

概要：ホーチミン配電公社やハノイ配電公社等に対し、送電を停止せず配線作業を行う日本式の工法（無停電工法）の紹介および技術指導を行うことにより、同工法並びに同工法に要する高所作業車や機材の普及を図る事業。技術面・安全面のノウハウおよび工事作業員育成制度の体系化や普及アドバイス等のサポートとともに、商社、機器メーカーおよび配電設備工事会社の連携により、日本で培われてきた技術・ノウハウを総合的に移転した。実施機関による技術への理解が進んだことから、2015年4月以降、無停電工法用高所作業車37台の導入に至った。

④ 中小企業等の海外展開支援

ニーズ調査

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年度

● 経緯・目的

2011年1月に閣議決定された「新成長戦略実現2011」を踏まえ、2012年度外務省ODA予算において、ODAによる開発途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチングを行うことで、開発途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する一方、海外での事業に関する

知見やノウハウについて情報等を必要としている我が国中小企業等の海外展開との両立を図り、開発協力を通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の促進を図ることを目的として開始され、2015年度まで実施された。

2. 事業の仕組み

● 概要

我が国中小企業が有する製品・技術の途上国の開発課題解決のための有効活用と、その実現に資するODA案件の検討を念頭に、開発途上国におけるニーズおよび当

該製品・技術の活用可能性、ならびに開発援助案件としての事業化に必要な調査を行う（1案件につき5,000万円を上限）。

● 審査・決定プロセス

外務省が開発コンサルタント企業等に委託し、我が国のODA対象国において、国別援助方針や他の援助との整合性、連携等を踏まえつつ、我が国中小企業等が優位性を有する製品・技術が当該国政府機関等に提供されれば、当該国の開発に、より一層効果的に資すると考えられている分野・ニーズ等の調査および開発援助案件としての事業化に必要な調査を行うものである。応募コンサルタント企業等は公示による企画競争により決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

実施決定後は、外務省がコンサルタント企業等と委託調査契約を結び、該当国にて予め提案された分野につき、各企業が現地調査を含めた必要な調査を行い、その結果を成果物（ファイナル・レポート）にまとめる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、4か国に対し、4案件を実施した。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東アジア	2(6)	1(3)
南アジア	1(3)	1(3)
中南米	0	0
中東(含む北アフリカ)	0	1(3)
アフリカ	1(3)	1(3)
総計	4(12)	4(12)

* 案件で複数の分野に跨がるものがあり、()内は分野別件数を表す。

● 分野別実績（最近2年）

分野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー・廃棄物処理	2	4
水の浄化・水処理	0	2
防災・災害対策	0	0
農業	3	3
職業訓練・産業育成	3	2
医療保健	1	0
教育	1	1
福祉	0	0
食料・食品	2	0
総計	12	12

● 主な事業

- (1) 調査対象国（ラオス）における農業、環境・エネルギー、職業訓練・産業育成分野に関する開発課題につき、我が国中小企業が持つ小型農業機械、植物工場、電動小型自動車、充電・蓄電システム、産業自動化実習教材、生産管理実習教材等のニーズを調査し、さらに、我が国中小企業がビジネス展開を図る上で、ラオスを拠点とした高付加価値商品作物のASEAN諸国への輸出、小型EVバス、電動バイクや充電設備の輸出および現地組立、工業化に必要な教育プログラムや教材の普及、指導者の育成等による産業人材の育成に伴う本邦製造業の直接進出等に係る可能性につき調査を行った（2014年度「ラオス農業、環境・エネルギー、職業訓練・農業育成分野に関する調査」）。
- (2) 調査対象国（モロッコ）における環境・エネルギー・廃棄物処理、水の浄化・水処理、教育に関する開発課題につき、我が国中小企業もつ医療廃棄物焼却炉、油脂分解と浄化槽による廃液処理システム、油温減圧式乾燥機、合併処理浄化槽、電子ペーパータブレット、電子黒板、特殊スキャナー等のニーズを調査し、さらに我が国中小企業がビジネス展開を図る上で、医療廃棄物焼却炉の整備、オリーブ搾油果実廃液（マルジン）の適正処理、オリーブ湿潤な搾油粕（グリニョン）の付加価値化、合併浄化槽の整備、地方への遠隔教育（eラーニング）の導入等に係る可能性につき調査を行った（2015年度「モロッコ環境・エネルギー・廃棄物処理分野、水の浄化・水処理分野、教育分野に関する調査」）。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・外務省：<http://www.mofa.go.jp>

<基礎調査、案件化調査、普及・実証事業>

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2013年度

● 経緯・目的

2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略－Japan is Back」では、中小企業の海外展開について、「今後5年間で新たに1万社の海外展開実現」の目標が掲げられ、ODAに関しては、「新たにODAを活用し、新興国等途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業の優れた製品を

使った技術協力を本格始動する」とされた。本目標に沿って、JICA運営費交付金にて中小企業の海外展開を支援する3つのスキームが実施されている。(注1)

基礎調査は、優れた技術力と商材、事業アイデアを持つ中小企業の開発途上国進出による開発課題解決の可能性およびODA事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定等に係る調査を実施することにより、開発途上国の発展を促進することを目的とする。

案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、途上国の開発に対する製品・技術等の活用可能性を調査することを目的とする。

普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、途上国開発に対する製品・技術等の適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAは、公募による企画競争にて契約相手先を決定し、中小企業等と業務委託契約を締結し、調査・事業が実施される。

● 審査・決定プロセス

中小企業等は、調査、または事業の内容について企画書により提案を行う。企画書はJICAが任命する審査委員により、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査され、採択案件が決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

審査により採択となった提案について、JICAと調査・事業を提案した中小企業間で業務委託契約の締結に向けた契約交渉が行われ、契約締結に至る。本契約のもと、調査・事業が実施される。

3. 最近の実績

<基礎調査>

● 概要

2015年度採択は、実施国数10か国、実施件数22件。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	14	18
東・中央アジア	0	1
南アジア	4	2
中南米	1	0
大洋州	0	0
アフリカ	0	1
中東(含む北アフリカ)・欧州	0	0
総計	19	22

● 分野別実績（最近2年）

分野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	7	2
廃棄物処理	0	1
水の浄化・水処理	3	2
職業訓練・産業育成	0	3
福祉	1	2
農業	5	7
医療保健	1	3
教育	0	1
防災・災害対策	0	1
その他	2	0
総計	19	22

● 主な事業 具体例の紹介

廃電子機器等の回収・金属再資源化事業調査

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：バングラデシュ

概要：バングラデシュにおける廃電子機器等の回収・金属再資源化に関する事業化調査。近年、都市部での人口増加や経済成長によるIT産業の活性化に伴い、特に都市部での電子機器類の廃棄量（いわゆる電子ゴミ）が急増しているが、適正な処理について法律で定められておらず、環境汚染の進行が懸念されている。独自に開発した高性能特殊金属破碎・選別プロセスの導入により短時間で効率的なリサイクル、鉄やアルミ、貴金属の再生と中古部品のリユースを通じた環境汚染抑制、資源循環を目指す。

<案件化調査>

● 概要

2015年度採択は、実施国数19か国、実施件数66件。

注1：案件化調査については、2012～2013年度については外務省予算にて実施された後、2014年度よりJICA運営費交付金により実施されている。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	32	40
東・中央アジア	1	14
南アジア	7	5
中南米	4	2
大洋州	0	1
アフリカ	5	4
中東(含む北アフリカ)・欧州	2	0
総 計	51	66

(注) 複数地域向け案件はそれぞれの地域で計上

● 分野別実績（最近2年）

分 野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	10	10
廃棄物処理	8	5
水の浄化・水処理	7	10
職業訓練・産業育成	2	4
福祉	1	1
農業	8	21
医療保健	5	4
教育	1	2
防災・災害対策	4	6
その他	5	3
総 計	51	66

● 主な事業 具体例の紹介

(1) 茶成分分析計による品質管理を通じた紅茶産業競争力向上に関する案件化調査

採択：2015年度

受託企業所在地：静岡県

実施国：スリランカ

概要：紅茶用茶成分分析計の導入・普及を通じた紅茶産業の競争力向上に関する調査。世界的な紅茶の生産地でありながら、紅茶の品質検査に時間がかかるため、全輸出量のごく一部しか品質検査が行われておらず、品質の高さを客観的に示す手段がないため不利な価格交渉を強いられるリスクを抱えている。緑茶用茶成分分析計の導入により検査時間の大幅な短縮と検査に必要な経費の削減を実現し、紅茶の品質管理体制の構築を通じて産業競争力向上を目指す。

(2) 安全・高品質・衛生的な医療用酸素ガスの供給システム構築に係る案件化調査

採択：2015年度

受託企業所在地：徳島県

実施国：ミャンマー

概要：ミャンマーにおける安全・高品質・衛生的な医療用酸素ガスの供給システム構築に関する調査。国民の生活向上のための支援として医療水準の向上、医療分野における教育の充実など、保健医療体制の整備に重点を置いているが、病院機能として不可欠な医療用ガス分野における品質規制、安全・衛生の基準は未だに整備されておらず、医療事故を引き起こすリスク拡大が懸念されている。高品質な医療用ガスの製造、品質管理、安全配送、安定供給をトータルにカバーする医療用ガス安定供給システムの構築を目指す。

<普及・実証事業>

● 概 要

2015年度採択は、実施国数20か国、実施件数38件。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	31	231
東・中央アジア	0	6
南アジア	6	0
中南米	3	1
大洋州	1	3
アフリカ	4	4
中東(含む北アフリカ)・欧州	1	1
総 計	46	38

● 分野別実績（最近2年）

分 野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	5	9
廃棄物処理	4	4
水の浄化・水処理	11	4
職業訓練・産業育成	1	3
福祉	0	0
農業	9	10
医療保健	3	0
教育	2	1
防災・災害対策	4	4
その他	7	3
総 計	46	38

● 主な事業 具体例の紹介

(1) ゴマ加工品の生産管理技術の普及・実証事業

採択：2014年度

受託企業所在地：京都府

実施国：パラグアイ

概要：ゴマ加工技術を移転することにより、加工ゴ

マ製品開発によるゴマ高付加価値を実証し、国内市場の開拓を検討する普及・実証事業。パラグアイはゴマ生産国であるが、国内消費量が非常に少なく加工技術も不足している。現在パラグアイ産ゴマの殆どは生ゴマのまま原料として輸出されており、その主な輸出先が日本である。しかし、日本の残留農薬検査基準対応や連作障害による生産量の減少、国際価格の影響等の課題に直面している。ゴマの栄養価が認識され、パラグアイ人の嗜好に合ったゴマ商品が開発・普及することにより、ゴマの国内消費増加、将来的に国際市場の価格変動に対する脆弱性への対応の貢献を目指す。

(2) 台風被災地における台風強い浮沈式養殖技術の普及・実証事業

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：フィリピン

概要：浮沈式養殖生簀技術の有効性・採算性を実証し、普及の可能性を検討する普及・実証事業。台風の高潮により多くの犠牲者が出たサマール島およびレイテ島では、主要な産業である漁業・養殖業が大きな被害を受け、沿岸漁民の今後の生計手段の確保が困難となっている。同技術は、JICAによる「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクトのうちクイック・インパクト・プロジェクト」で導入され、現地ニーズが確認された浮沈式養殖生簀技術について、追加導入および養殖指導により、台風ヨランダで被害を受けた養殖漁家の生計回復・改善への貢献を目指す。

⑤ 中小企業製品を活用した無償資金協力

1. 事業の目的

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。本事業の実施により、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、我が国中小企業の製品を供与することを通じ、当該中小企業製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出するとともに、我が国中小企業の海外展開を力強く支援する。

2. 事業の仕組み

● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で供与額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国の代理人として生産物および役務を調達する（調達代理方式）。事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事

務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗などを確認する。

● 具体例の紹介

「平成26年度 中小企業ノンプロジェクト無償資金協力」 供与額1億円

医療機材が不足するミクロネシアの医療機関に下記医療機材等の資機材の購入費を供与。

機材名	メーカー所在地	実績概要	実績（成果）と今後の展開
麻酔器	東京都	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に1台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
基本外科用手術セット	東京都	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に1台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
ストレッチャー	岐阜県	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に5台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
木材粉碎機	佐賀県	ミクロネシア（ヤップ州環境保護局、コスラエ州資源経済局の計2か所）に2台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。

⑥ 民間連携ボランティア制度

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年

● 経緯・目的

昨今、企業の若手社員や管理職の育成のために青年海外協力隊やシニア海外ボランティアへの参加を検討している企業からの問い合わせが増えてきている。事業の新興国への展開、開発途上国を対象としたBOPビジネスへの関心の高まりなど、企業がグローバル化する中、それに対応するためのグローバルな視野や素養を備えた人材の確保も喫緊の課題となっている。このようなニーズに応えるよう、企業と連携してグローバル人材の育成に貢献するプログラム「民間連携ボランティア制度」を創設した。

2. 事業の仕組み

● 概要

民間連携ボランティア制度は、我が国企業等の職員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。JICA青年海外協力隊事務局に応募のあった民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。JICAによる選考後、語学講座等を中心とする派遣前訓練を経て、事業展開を検討している国へ職員を派遣することにより、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握し、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力なども身に付け、帰国後の企業活動への還元が期待される。同制度の積極的な活用を促進するため、条件を満たした中小企業社員の人件費及び一般管理費の一部をJICAが補填している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、8か国に対して20名を派遣した。2016年3月末現在の派遣中のボランティアは13か国で26名である。民間連携ボランティア制度を活用している企業は、サービス業、製造業、建設業など多岐に亘り、派遣職種はコミュニティ開発や環境教育、マーケティング、土木などが挙げられる。より多くの企業による民間連携ボランティア制度の活用を促進するため、JICAは2015年度に約130回の説明会を開催し、4,500社以上（内4,300社以

上が中小企業）が参加した。また、これまでに325社（内138社が中小企業）に対してコンサルティングを実施しており、101社（内76社が中小企業）と同制度に関する合意書を締結している。

※2015年度の派遣職種は、環境教育、経営管理、品質管理、観光、マーケティング、公衆衛生、工作機械、コミュニティ開発、農産品加工、野菜栽培、化学・応用化学、陸上競技。2014年度の派遣職種は、コミュニティ開発、環境教育、マーケティング、土木、観光、工作機械、土壌分析、建築、コンピュータ技術、上水道。

● 地域別実績

(単位:人)

地域	派遣国	派遣者数				累計 (2012~ 2015年度)
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
アジア	ベトナム	1	1	3	4	9
	インドネシア	0	2	2	4	8
	タイ	1	2	1	5	9
	ラオス	0	0	1	0	1
	マレーシア	0	1	1	2	4
	スリランカ	0	0	1	0	1
	ブータン	1	0	0	0	1
	フィリピン	0	2	0	1	3
アフリカ	ガーナ	0	0	1	0	1
	ウガンダ	0	0	2	0	2
	セネガル	0	0	1	0	1
中南米	ベリーズ	0	1	1	0	2
	ペルー	0	0	1	0	1
	ドミニカ共和国	0	1	0	0	1
	ボリビア	1	0	0	0	1
	パラグアイ	0	0	1	2	3
	エクアドル	0	0	0	1	1
	メキシコ	0	0	0	1	1
大洋州	サモア	0	0	1	0	1
	パラオ	0	1	1	0	2
	ミクロネシア	0	1	0	0	1
	フィジー	0	0	1	0	1
合計		4	12	19	20	55

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊「クロスロード」等

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp/>

⑦ 海外展開一貫支援ファストパス制度

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 事業の開始時期

2014年2月

● 経緯・目的

「海外展開一貫支援ファストパス制度」は、日本再興戦略に基づき、海外展開を支援する機関（政府・公的支援機関、地域経済団体、自治体等）が有機的に連携し、中堅・中小企業等の海外展開に当たって、国内から現地まで一貫して円滑な支援を提供できる仕組みを構築することを目的として制度化されたもの。

2. 事業の仕組み

● 概要

海外展開一貫支援ファストパス制度は、地域金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が、海外展開支援に知見のある機関（外務省、ジェトロ等）と協力し、海外展開を目指す顧客企業に対し、支援を一貫して円滑に進めるものである。本制度には「紹介元支援機関」「紹介先支援機関」の2つの形態が存在する。紹介元支援機関は、その顧客企業が海外展開に関して抱えている課題に対して、自機関または既存のネットワークでは解決できない場合、課題解決に向け、最適な支援策を提供する紹介先支援機関に企業を取り次ぐことができる。紹介先支援機関は、紹介元支援機関からの紹介により、企業を受け入れ、支援の提供を行う。なお、本制度の企画主体は外務省及び経済産業省で、日本貿易振興機構（ジェトロ）が事務局を担当している。

2014年2月の制度開始以来、2016年3月末までに577の企業支援機関が本制度に参加している。

● 審査・決定プロセス

紹介元支援機関は、紹介先となりうる他の支援機関の支援サービスを確認し、紹介先支援機関の選択を行う。同時に支援先企業に対して、本制度の概要等を説明し、同意を得た上で、紹介先支援機関の本制度対応窓口支援企業情報と共に制度利用申請を行う。当該企業情報および申請を受け、紹介先支援機関は、受入れ可能性、担当部署及び担当者を検討し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の受入れ決定後は、紹介先支援機関は必要に応じて、紹介元支援機関に当該企業の事実関係や周辺情報の確認等の情報共有を行いながら、具体的な支援内容の検

討を行い、当該企業に対して、的確な支援を速やかに開始する。

3. 分野別・地域別実績（2015年度）

主に「市場情報」、「現地パートナー探し」および「制度・手続き等に関する情報」を課題と考えている企業が当該制度を活用している。また、支援対象地域は、タイ、ベトナムなどのASEAN諸国のほか、中国などアジアが中心となった。

利用企業の課題	件数		
	2013年度	2014年度	2015年度
市場情報	4	32	90
現地パートナー探し	2	16	70
制度・手続き等に関する情報	2	26	62

※「ファストパス制度」利用企業へのアンケート結果より

4. 新たな取り組み

● 「新輸出大国コンソーシアム」の設立

2016年2月26日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の合意を契機として、海外展開に取り組む中堅・中小企業等の支援に向けて、公的機関や地域金融機関、商工会議所など官民の支援機関を幅広く結集した「新輸出大国コンソーシアム」が設立された。「新輸出大国コンソーシアム」は、海外展開一貫支援ファストパス制度をさらに発展させたもので、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、よりきめの細かい支援を可能とする枠組みである。「新輸出大国コンソーシアム」事業の開始に伴い、2016年3月、海外展開一貫支援ファストパス制度は同事業の中に組み入れられることが決定した。海外展開一貫支援ファストパス制度の企業支援機関は、「新輸出大国コンソーシアム」の支援機関として、新たな枠組みで企業支援を行うこととなった。

● 事業の仕組み

「新輸出大国コンソーシアム」は、海外展開一貫支援ファストパス制度よりも企業支援機関を拡充させるとともに、各都道府県のジェトロの貿易情報センター又は自治体等に専門家（「新輸出大国コンシェルジュ」）を配置し、各参加機関と連携して、企業のニーズに応じた支援機関の担当窓口の紹介を行う。海外の進出先においても、支援機関と在外公館との間のネットワークを強化し、複数の支援機関が連携して中堅・中小企業を支援す

る。さらに、企業のニーズに応じ、海外ビジネスに精通した外部専門家が事業計画の策定に当たってのアドバイ

ス現地調査、販路開拓のサポート等を実施する。

⑧ 事業運営権に対応した無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2014年度

● 経緯・目的

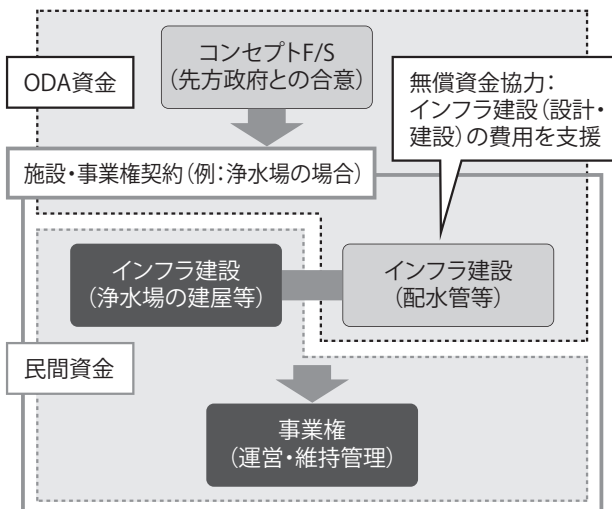
2013年5月のインフラシステム輸出戦略の閣議決定にて、「事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用」という方針を定め、無償資金協力の制度／運用の改善を行った後、2014年度以降、本事業を開始している。

開発途上国では、官民連携型の公共事業が推進され、民間企業が中長期にわたり、事業の運営を担うことが期待されている。当該事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、我が国の優れた技術を途上国の開発に役立てることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスに必要な資金を供与する。資金は途上国政府を通じ、事業を担う特別目的会社等に支払われる。



● 審査・決定プロセス

まず日本企業が開発途上国政府に事業を提案。開発途

上国政府は審査の上、日本側に要請を行う。実施手続きは、日本側実施機関として、JICAがこれを行う場合と調達代理機関が行う場合がある。外務省が要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件については、日本側の実施機関がJICAの場合、JICAによる調査を通じて事業の実施可能性を確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。調査段階では、民間企業のアイデアを取り入れながら、事業のコンセプトを形成し、審査する。その後、案件検討会議、財務省協議を経て閣議決定が行われる。調達代理機関の場合、事業の調達代理機関選定後、財務省協議を経て閣議決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結する。日本側実施機関がJICAの場合、JICAが被援助国政府との間で贈与契約（G/A）に署名し、調達代理機関の場合、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結ぶ。

事業実施の段階では、日本企業が主導するコンソーシアムが設立する特別目的会社等が事業を受注し、中長期に亘り運営する。

3. 最近の実績

● 概要

2014年度実績は、実施国数2か国、実施件数2件、（約37億円）。2015年度実績はない。

● 地域別実績

（E/Nベース、単位：億円）

地域	2014年度	
	件数	金額
アジア	1	21.06
中東・北アフリカ	—	—
サブサハラ・アフリカ	1	16.20
中南米	—	—
大洋州	—	—
欧州・中央アジア	—	—
合計	2	37.26

● 主な事業 具体例の紹介

(1) 2014年度ミャンマー「無収水低減計画」21.06億円

<p>開発途上国のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ヤンゴン市における上水道サービス不足（普及率は人口の38%）。 ◆水供給能力の向上が喫緊の課題。 	<p>民間企業のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無収水（漏水、盗水など）対策に必要な調査・修繕等の豊富な技術力。 ◆商業資金のみではファイナンスに課題。
<p>無償資金協力により日本企業の持つインフラ技術の海外展開を支援</p>	
<p>◆計画概要（総事業費約26億円、うち無償資金21.06億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業が事業の実施から運営・維持管理までを担う。 <ul style="list-style-type: none"> - 基礎調査：流量測定点の設定、試掘、漏水調査計画策定等。 - 漏水調査・修繕工事：漏水調査を行い、必要な修繕を実施。 - 維持管理：修復した配水設備の維持管理。 <p>◆目的・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業の技術をいかした質の高いサービスを持続的に提供。 ◆ヤンゴン市における漏水率を低減し、水供給量を増大させる。 ◆新規の配管網整備に比べ、早期の効果発現が期待される。 ◆無償資金の国際約束にて日本企業との契約を義務づけ、日本企業の海外進出に貢献。 	

(2) 2014年度ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設設計画」16.20億円

<p>開発途上国のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療廃棄物の処理能力不足により、有害廃棄物が野ざらしにされるなど、生活環境に悪影響。 ◆廃棄物処理能力の向上が喫緊の課題。 	<p>民間企業のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療廃棄物処理に係る高度な技術力とノウハウ。 ◆商業資金のみではファイナンスに課題。
<p>無償資金協力により日本企業の持つインフラ技術・ノウハウの開発への活用・海外展開を支援</p>	
<p>◆計画概要（総事業費約78億円、うち無償資金16.20億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業が施設建設から運営・維持管理までを担う。 <ul style="list-style-type: none"> - 高度処理焼却施設の設置、運営。 - 廃棄物追跡システムの導入。 - 研修施設の建設、研修の実施。 <p>◆目的・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業の技術・ノウハウをいかした質の高いサービスを持続的に提供。 ◆医療廃棄物の処理能力を向上し、住民生活および都市環境を改善。 ◆日本企業との契約を義務付けることにより、日本企業の海外進出に貢献。 	

⑨ 草の根・人間の安全保障無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年

● 経緯・目的

日本企業がCSR（企業の社会的責任）活動やBOPビジネス（低所得者層をターゲットにビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決に貢献するもの）を通じて事業を実施（予定を含む）する国等において開発途上国の経済社会開発に貢献することを支援するため、同協力を活用する。

なお、草の根・人間の安全保障無償資金協力の事業開始・経緯・目的については第6節に記載している。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国において日本企業と連携し、公益性の高い事業を草の根無償で支援することにより、開発効果を高めるとともに、日本企業の海外における知名度向上や活動環境の整備等に貢献する。

● 審査・決定プロセス

基本的に草の根・技術協力事業と同じ審査・決定プロセスであり、第6節に記載している。

● 決定後の案件実施の仕組み

基本的に草の根・技術協力事業と同じ審査・決定プロセスであり、第6節に記載している。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度の官民連携案件に係る実績は、実施国数15か国、実施件数21件（約2.83億円）。

● 地域別実績（最近2年）

(E/Nベース、単位：億円)

地域名	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
アジア	7	0.62	3	0.32
中東・北アフリカ	2	0.20	2	0.33
サブサハラ・アフリカ	7	0.93	15	2.09
中南米	2	0.20	1	0.09
大洋州	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—
合計	18	1.95	21	2.83

● 分野別実績（最近2年）

（単位：件）

	2014年度	2015年度	合計
保健・医療	8	8	16
教育	2	—	2
太陽エネルギー	2	2	4
漁業	—	—	—
社会福祉	—	1	1
上水	—	—	—
職業訓練	—	—	—
廃棄物処理	—	1	1
飲料水供給	4	8	12
道路	1	—	1
農業	1	—	1
産業	—	1	1
合計	18	21	39

● 主な事業 具体例の紹介

年度	国	案件名	供与限度額 （千円）	案件概要
2014	タイ	タイミャンマー国境沿い遠隔村の学校における初等教育環境改善計画	9,692	貧困遠隔村にある学校に対し、日本の太陽光発電設備（太陽電池パネル、バッテリー、インバーター、発電機）を整備することで電気を使えるようにし、日本企業よりメンテナンス等の技術指導を得る。併せて、生徒の教育に必要な設備（室内の電球整備、テレビ、パソコン・プリンター、Wi-Fi中継器、冷蔵庫、浄水器、野菜水耕栽培器）を整備することで、学校の教育環境を改善するもの。
2014	パキスタン	シンド州カラチ市ビンカシムタウン・アマン二次救命救急車配備計画	9,850	救急救命サービスのニーズの高いカラチ市ビンカシムタウンにおいて、救急車を供与することで、同地区の市民に対する救急医療体制の向上を図るもの。救急車に搭載する高度な救命措置のための追加機材や、救急車の販売保証期間の拡大を日本企業が支援。
2014	ガボン	エボラ対策検査機材設置計画	9,659	首都リーブルビルの国際空港に、出入国者のエボラ出血熱等の体温検査を行う機器を供与し、日本企業が技術面で研修を行うことにより、エボラ出血熱の感染拡大を最小限に抑える。

2015	ガンビア	ガンビア防疫強化計画	12,371	首都バンジュールの国際空港にサーモグラフィーカメラ3台を設置し、全入国者に対する体温検査を行う体制を整えることで、感染症の流入を防止するもの。日本企業が保健・社会福祉省と連携し、同社開発のサーモグラフィーカメラの運搬・設置を支援し、同省及び空港職員に対する運用・維持管理の研修を実施。
2015	ウルグアイ	フローレス県水質管理機材整備計画	8,565	フローレス県の井戸水の水質管理に必要な分析機器を整備することで、井戸水を使用している住民の飲料水の安全を確保するもの。
2015	タイ	就労移行支援事業所兼販売所整備計画	6,831	就労移行支援事業所兼販売所の整備工事及び移動販売車を整備することで、障がい者のエンパワーメントとインクルーシブな社会の実現を目指すもの。日本企業は、パン製造や販売の指導、経営アドバイスの提供等を支援するとともに、就労移行支援事業所兼販売所の開設後に監督者（店長）1名を派遣。

その他、官民連携事業として、海外投融資、草の根技術協力、日本NGO連携無償があるが、海外投融資は第2章第7節に、草の根技術協力および日本NGO連携無償は第2章第6節に記載している。